

13. 講習会の中止について

台風等の自然災害や感染症拡大防止のため、やむを得ず講習会を中止する場合があります。
中止する場合は当該講習会の前日 17 時までに当連合会のホームページに掲載しますので、最新の情報をご確認ください。

14. 個人情報の保護について

この講習の申込時に「受講申請書」に記入された皆さんの個人情報は、滋賀県および一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会により、滋賀県個人情報保護条例等に従い、以下の「利用目的」のみに利用します。他の目的に利用し、または第三者へ提供することはありません。

—利用目的—

- ・受講者の本人確認のため
- ・申請書の記述内容に関する確認が必要な場合の連絡のため
- ・講習等についてお知らせする事項が生じた場合の連絡のため
- ・総務省消防庁へ免状の種類別の受講者数の統計的な報告のため
- ・（一財）消防試験研究センターの免状データベースに収録するため

- 1) 県内消防本部(局)及び消防署では受付できません。
- 2) 緊急時にはホームページをご確認ください。(URL shiga-bouka.jp)
- 3) 会場への問い合わせ等はしないでください。

危険物取扱者保安講習についての問い合わせ先

一般社団法人 **滋賀県防火保安協会連合会**
電話 **077-521-3921**
FAX **077-521-3761**
E-mail : **shiga-bouka@green.ocn.ne.jp**



令和7年度「危険物安全週間推進標語」

「危険物無事故へ挑むゴング鳴る」

令和7年度危険物安全週間6月8日(日)から14日(土)まで

■一般財団法人全国危険物安全協会は、危険物等に関する安全の確保を図るため、講習会の開催など様々な取り組みをしております。

詳細は右のQRコードよりご確認ください。



令和7年度 (会場型講習)

危険物取扱者保安講習(法定講習)の開催案内

【緊急時の場合、日程および会場等が変更する場合があります。】

滋 賀 県
一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

1. 保安講習とは

この講習は消防法第13条の23の規定により定められた危険物取扱作業の保安に関する法定講習です。

2. 講習の日時等

《前期》申請期間 6月10日(火)～6月18日(水) 必着

講習日	会場 (所在地)	講習の種類・時間		定員 (名)
7月4日(金)	滋賀県危機管理センター (大津市京町4丁目1-1)	一般	13:30～16:30	63
7月8日(火)	ひこね市文化プラザ (彦根市野瀬町187-4)	一般	13:30～16:30	130
7月10日(木)	栗東芸術文化会館さくら(中ホール) (栗東市縄2丁目1-28)	一般	13:30～16:30	150
7月11日(金)	栗東芸術文化会館さくら(中ホール) (栗東市縄2丁目1-28)	給油取扱所	9:30～12:30	150
		一般	13:30～16:30	150
7月15日(火)	能登川コミュニティセンター (東近江市鉢光寺町262)	給油取扱所	9:30～12:30	150
		一般	13:30～16:30	150
7月17日(木)	滋賀県立文化産業交流会館 (米原市下多良2丁目137)	一般	13:30～16:30	100
7月18日(金)	甲賀市碧水ホール (甲賀市水口町水口5671)	一般	13:30～16:30	150
7月23日(水)	滋賀県危機管理センター (大津市京町4丁目1-1)	給油取扱所	9:30～12:30	72
		一般	13:30～16:30	72

《後期》申請期間 9月9日(火)～9月18日(木) 必着

講習日	会場（所在地）	講習の種類・時間		定員(名)
10月1日(水)	滋賀県危機管理センター (大津市京町4丁目1-1)	一般	13:30～16:30	63
10月3日(金)	栗東芸術文化会館さくら(小ホール) (栗東市縹2丁目1-28)	給油取扱所	9:30～12:30	70
		一般	13:30～16:30	70
10月9日(木)	甲賀市碧水ホール (甲賀市水口町水口 5671)	一般	13:30～16:30	100
10月10日(金)	ひこね市文化プラザ (彦根市野瀬町187-4)	給油取扱所	9:30～12:30	80
		一般	13:30～16:30	80
10月16日(木)	近江八幡市文化会館 (近江八幡市出町366)	一般	13:30～16:30	100
10月21日(火)	滋賀県立文化産業交流会館 (米原市下多良2丁目137)	一般	13:30～16:30	100

【オンライン講習】 10月～12月開催予定（詳細な日程は後日、当連合会のホームページ等でお知らせします）

3. 申込み方法

- (1) 令和7年度危険物取扱者保安講習受講申請書
- (2) 受講手数料（滋賀県収入証紙 5,300 円 非課税）
- ※滋賀県収入証紙の販売先
- ・滋賀銀行（本店・県内支店出張所）
 - ・㈱平和堂（県内系列店（一部店舗を除く））
 - ・滋賀県会計管理局管理課（滋賀県庁本館1階）および滋賀県各合同庁舎会計係
- (3) 危険物取扱者免状のコピー
- （表面のみ白黒で可能。ただし、変更記載がある場合は両面）
- (4) 返信用封筒（受講票返信用）
- 宛先を明記し普通郵便料金の切手を貼付してください。
- ※事業所等で一括して複数の申請書を送付する場合、受講票も一括して1通の封筒で返信できます。返信用封筒には切手を料金不足のないように貼付し、必ずご担当者名、連絡先電話番号を記入してください。

4. 受講申請書等の郵送先

上記3の(1)から(4)を同封し、下記の郵送先まで「簡易書留便」で送ってください。

【申請期間】

前期 ⇒ 6月10日(火)～6月18日(水)必着(郵送のみ)

後期 ⇒ 9月9日(火)～9月18日(木)必着(郵送のみ)

持参はご遠慮ください。やむを得ず持参された場合は翌々日到着扱いとなります。

※郵送先

〒520-0044
滋賀県大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館2階
一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会
電話 077-521-3921 / FAX 077-521-3761

5. 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている方で、危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）において、危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者（危険物保安監督者も含む）は、定められた期間内に受講しなければならない義務があります。受講期限内に受講しないときは、免状の返納命令制度に基づく違反点数の対象となります。

6. 保安講習の受講サイクル

継続して危険物取扱作業に従事している方	3年ごとに受講(免状の交付または講習を受講した日以降における最初の4月1日から3年以内)
新たに従事する日から過去2年以上前に免状の交付または講習を受けている方	新たに従事した日から1年以内に受講
新たに従事する日から過去2年以内に免状の交付または講習を受けている方	免状交付または前回の講習日以降における最初の4月1日から3年以内に受講

7. 講習の区分(従事している仕事の内容により選択してください)

- (1) 給油取扱所
- ガソリンスタンド、自家給油をしている施設において、危険物の取扱作業に従事している方。
- (2) 一般
- 上記以外の方。

8. 講習科目および時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

9. 当日の持ち物

- (1) 危険物取扱者免状（受講修了印を押印します）
- (2) 受講票
- (3) 筆記用具

10. 注意事項

- (1) 申請期間前に到着した申請書は申請期間の最終日に開封しますので、ご注意ください。
- (2) 会場ごとに先着順の受付となります。受講希望日は第2希望まで必ずお書きください。受講希望日が定員に達した時は、空席のある会場に振替えさせていただく場合があります。申請期間中、空席状況を当連合会のホームページでお知らせします。
- (3) 申請後の受講日の変更、受講者の入替えはできません。また、いかなる理由があっても受講申請書等その他提出書類は一切返還いたしません。

11. 駐車場の案内

各会場の駐車場には限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

12. 危険物取扱者免状の写真の書換え

一般財団法人消防試験研究センター 滋賀県支部 電話 077-525-2977

※免状の写真を撮影した日から10年を経過した場合は、写真の書換えが必要です。